

2020年代に向けたモバイル分野の競争政策の在り方

1 モバイル分野における検討の全体像について

2 個別論点について

(1) 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の在り方

(2) MVNOの更なる参入促進を通じた多彩なサービスの提供

(3) 適切な競争環境の実現を通じた、利用者ニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現

1 モバイル分野における検討の全体像について

2 個別論点について

(1) 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の在り方

(2) MVNOの更なる参入促進を通じた多彩なサービスの提供

(3) 適切な競争環境の実現を通じた、利用者ニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現

産業

ICT基盤の更なる普及・発展を通じた産業の競争力強化

- **経済活性化:** 様々な産業におけるICTの導入・活用による新産業・サービスや付加価値の創出・生産性向上
- **社会的課題の解決:** 医療の高度化やスマートコミュニティによる省エネ化等による社会的課題の解決
- **便利な社会の実現:** センサーやビッグデータを活用した渋滞緩和や周辺情報の提供等、交通システムの高度化 等

クラウド、ビッグデータ
セキュアネットワーク等

M2M、センサー
IoT (Internet of Things) 等

消費者

ICT基盤の更なる普及・発展を通じた利用機会の確保、安心・安全の確保

- **地域の活性化:** ICT基盤の整備による地域への企業誘致、ICT活用による生活支援
- **安心・安全の実現:** 利用者がより安心して利用できるICT基盤の実現
- **オリンピック・パラリンピック東京大会への対応:** 公衆無線LANの利用環境整備等、訪日外国人が利用しやすいICT環境 等

光ファイバ
4K・8K等

スマートフォン、無線LAN
タブレット端末等

新事業・
新サービス

(6)利用機会が確保
されるべきICT
基盤の在り方

ICT基盤

固定通信

競争事業者

設備事業者

サービス事業者

- 設備競争とサービス競争

設備

NTT東西

- 設備シェア: 85%
- サービスシェア: 54%
(固定系ブロードバンド)

(3)超高速ブロードバンド
基盤の高度化・低廉
化・強靱化

設備

- 光ファイバ等の貸出

- 利用率の伸び悩み
(整備率: 97%、利用率: 51%・
超高速固定系ブロードバンド)
- 苦情相談の
増加・高止まり

(7)安心してICTを利用
できる環境の整備

- 移動/固定の相互補完
- サービス連携の進展

(4)市場の環境変化を踏
まえたNTTグループ
への規律の在り方

移动通信

MNO

NTT
ドコモ

KDDI

ソフト
バンク

- グループ化・寡占化の進展
- グループ内連携の進展

(1)グループ化・寡占化に
対応した競争政策の
在り方

MVNO

- シェア: 4%

(2)MVNOの更なる参
入促進を通じた多彩
なサービスの提供

- 無線ネットワークの貸出

(8)訪日外国人に
とって利用し
やすいICT基
盤の実現

目的

- モバイル分野は、既に携帯電話が一人1台以上普及していることに加え、2020年代には、モバイル端末のほかM2M、IoT等を通じ、様々な分野においてモバイル基盤が利活用され、経済活性化や国民生活の向上に資することが期待される。
- このため、2020年代に向けて、モバイル基盤を**超高速・低廉・強靱**なものとするとともに、**あらゆる産業・利用者が無線ネットワークや端末を自由に組み合わせ、ニーズに応じた多彩なサービスを利用・提供できる環境**を実現することが必要となる。

M2M・IoTの進展



国民生活への浸透



2020年代にふさわしいモバイル基盤

- 超高速・低廉・強靱な世界最高水準のモバイル基盤
- あらゆる産業・利用者が無線ネットワークや端末を自由に組み合わせ、ニーズに応じた多彩なサービスを利用・提供できるモバイル基盤

現状と2020年代に向けた課題

- 現在のモバイル分野は、電波の割当てを受けてサービスを提供する事業者(MNO)の**グループ化の進展**により**3グループに集約**し、MNOの競争は、新規の利用者を取り合い囲い込むだけの競争ばかりが激しく、また、主要な通信料金は各社一律となっているなど、**協調的寡占の色彩が強い**状況にあると考えられる。
- この点、モバイル分野は、電波の有限希少性により新規参入に制約があることから、**MVNO**(MNOの無線ネットワークを調達して独自のサービスを提供する事業者)といった**多様な事業主体の参入が重要**となるが、**MVNO**(MNOでもあるMVNOを除く)の**シェアは4.4%**(平成25年12月末)に過ぎないところである。
- こうした状況を踏まえ、2020年代に向けて、**公正競争の一層の徹底**や、**イノベーションの促進**を通じ、超高速・低廉・強靱で、あらゆる産業・利用者がニーズに応じた多彩なサービスを利用・提供できるモバイル基盤を実現するための電気通信事業の在り方について検討することが必要となる。

論 点

(1) 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の在り方

- ・ 2020年代にふさわしい**超高速・低廉・強靱**なモバイル基盤の実現には、MNOを中心とした**主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の在り方**の検討が必要となる。

(2) MVNOの更なる参入促進を通じた多彩なサービスの提供

- ・ 2020年代に向けて、MVNOの更なる参入促進による**競争**や**イノベーションの促進**を通じた**多彩なサービスの実現**が必要となる。

(3) 適切な競争環境の実現を通じた、利用者ニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現

- ・ 2020年代に向けて、公正競争の一層の徹底や利用者視点を通じた、**利用者のニーズに適した多様なサービスや料金体系の実現**が必要となる。

1 モバイル分野における検討の全体像について

2 個別論点について

(1) 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の在り方

(2) MVNOの更なる参入促進を通じた多彩なサービスの提供

(3) 適切な競争環境の実現を通じた、利用者ニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現

論 点

【現状と2020年代に向けた課題】

- 主要事業者は**3グループに集約**し、その競争は**協調的寡占の色彩が強い**状況にあると考えられる。
- 2020年代に向けて、事業者の活発な競争や積極的な投資による**超高速・低廉・強靱**な世界最高レベルのICT基盤を実現するには、MNOを中心とした**主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の在り方の検討が必要**となる。

【論点】

- ① 主要事業者のグループ化・寡占化の進展を踏まえ、活発な競争の実現や公正競争環境の確保の観点から、**多様なプレーヤーを確保すること**についてどう考えるべきか。
特に、多様なプレーヤーの確保やモバイルサービスの高速化・大容量化のためには電波政策が重要となるが、**競争政策と電波政策との連携**についてどう考えるべきか。
- ② 主要事業者のグループ化やグループ内連携の進展を踏まえ、**規制体系をグループ一体としてみる**ことについてどう考えるべきか。
- ③ グループによる寡占化やグループ内連携の進展を踏まえ、**同一グループ内の卸電気通信役務等による取引の透明性の確保等の在り方**についてどう考えるべきか。

- MNOによる他のMNOの株式取得等により、モバイル市場は実質的に**3グループ**に集約し、寡占化が進展。
- MNOのグループ化の進展により、MNOの事業展開に必要な電波についても、**現在は、そのほとんどが3グループに割り当てられている**状況。

移動通信事業者の変遷

契約数シェア 携帯電話・PHS・BWA

電波の割当状況

NTTドコモ

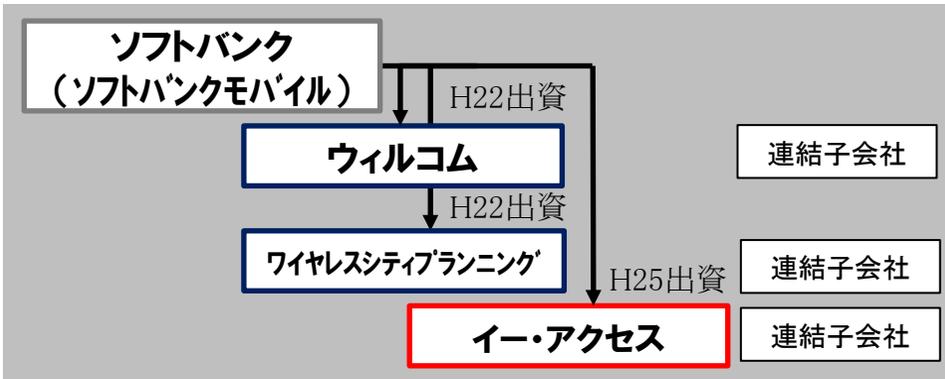
40.6%

NTTドコモ(携帯電話用) : 計160MHz



28.6%
 KDDI 25.9%
 UQコミュニケーションズ 2.7%

KDDI(携帯電話用) : 計110MHz
 UQ(BWA用) : 計 50MHz



30.8%
 ソフトバンクモバイル 22.7%
 ウィルコム 3.5%
 ワイヤレスシティプランニング 1.7%
 イー・アクセス 2.9%

ソフトバンクモバイル(携帯電話用) : 計 90MHz
 ウィルコム(PHS用) : 計31.2MHz
 ワイヤレスシティプランニング(BWA用) : 計 30MHz
 イー・アクセス(携帯電話用) : 計 50MHz

※このほか、地域BWA事業者が電波の割当てを受けてモバイルサービスを提供している。
 ※KDDIは国内会計基準、ソフトバンクは国際会計基準(IFRS)を適用している。

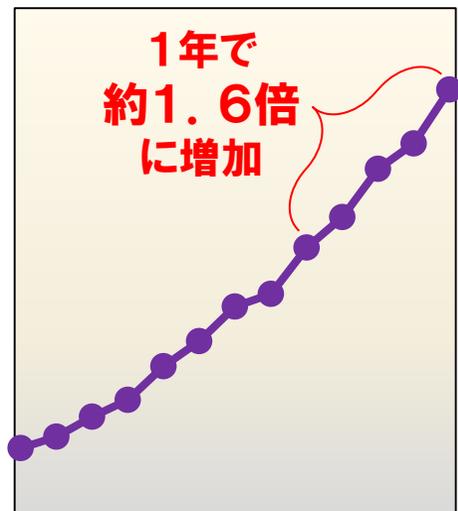
- MNOは、モバイル・トラヒックの急増に伴い、割当てを受けている電波の幅(周波数幅)が事業展開に重要な要素となっている。
- また、広い周波数幅を利用できる通信規格(LTE等)の普及や、異なる周波数の通信波を複数束ねて高速通信を実現するキャリアアグリゲーション技術により、使用する周波数幅によって通信速度等のサービス品質に差が出る状況となっている。
- これらに伴い、MNOによる他のMNOの株式取得等によるグループ化のほか、携帯電話とBWAやPHSを組み合わせた、グループ内での「電波利用の連携」が進展している。

電波の重要性の高まり

トラヒックの急増

月間平均トラヒック

1年で
約1.6倍
に増加



周波数幅に応じた高速通信

○LTEの例

周波数幅 (MHz)	5	10	15	20
速度 (Mbps)	37.5	75	112.5	150

○キャリアアグリゲーション



異なる周波数の通信波を複数束ねて広い帯域幅を確保し、高速通信を実現

「電波利用の連携」の例

提供事業者	KDDI	ソフトバンクモバイル	ウィルコム
利用端末 (代表例)	GALAXY S5 (SCL23) 2014年5月発売	AQUOS Xx (304SH) 2014年5月発売	DIGNO DUAL 2 (WX10K) 2013年7月発売
電波の利用	3G /LTE	○ KDDI	○ ソフトバンクモバイル
			○ イ・アクセス
			○ ※3Gのみ
BWA	○ UQコミュニケーションズ	○ ワイヤレスステイプランニング	○ ワイヤレスステイプランニング
PHS	—	—	○ ウィルコム

【論点①】主要事業者のグループ化・寡占化の進展を踏まえ、活発な競争の実現や公正競争環境の確保の観点から、**多様なプレーヤーを確保すること**についてどう考えるべきか。特に、**競争政策と電波政策との連携**についてどう考えるべきか。

【制度の現状】

- 電波の割当てでは、**参入機会の多様性の確保や新規参入の促進**の観点から、**申請者と3分の1以上の議決権保有関係にある者が同時に申請を行うことを禁止**してきたが、現在、グループ化の進展を踏まえ、「電波政策ビジョン懇談会」において「グループ性の扱い」について検討が行われている。
- MNOによる他のMNOの株式取得等、**事業者のグループ化に関する規律はない**。

競争政策(電気通信事業法令)

電波政策(電波法令)

**事業参入・
電波の割当て**

事業の登録
※一定の規模等を超える場合

開設計画の認定 ※新規の割当ての場合
参入機会の多様性の確保等の観点から、1/3以上の
議決権保有関係にある者の同時申請を禁止
※現在、「グループ性の扱い」について検討中

**合併・
株式取得等**

合併等

事業者の地位の承継の届出(事後届出)
審査なし

免許人・認定開設者の地位の承継の許可

株式取得等

規律なし

規律なし

Ⅱ-3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性

(1) 周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて

① 移動通信事業者のグループ化が進展するなか、今後新たに移動通信事業者に周波数を割り当てる際にはグループ性を反映した周波数割当てを進めることが望ましい。グループ性については、議決権(3分の1以上)だけではなく、資本関係(出資比率や所有構造)、意思決定、取引関係等多様な観点から実態に即して判断することが適当。具体的には、周波数を一体運用する複数の事業者を「グループ」と捉え、例えば、以下のような措置を講じることについて検討を進めるべきである。

(複数の申請を禁止するグループ概念の見直し)

申請者と3分の1以上の議決権保有関係にある者が、同時に割当ての申請を行うことを禁止してきた(3分の1議決権規定)が、議決権以外の他の要素も考慮することにより、参入機会の多様性の実質的な確保を図る。

(周波数ひっ迫の算定の際にグループ全体の周波数保有量を考慮)

自ら周波数を割り当てられた者が他事業者と恒常的に周波数を一体運用している場合には、当該他事業者の契約数及び周波数も使用できる周波数幅として算定の対象とする。

関連意見1) グループ会社との関係を考慮し周波数割当てを考えるべきではないか。グループの定義や扱いについて競争評価を含む、電気通信事業法上の整理との整合性を図る必要があるのではないか。グループ性について、議決権(1/3以上)だけではなく、資本関係(出資比率や所有構造)、意思決定、取引関係等の観点についても考慮して実質的にみる必要があるのではないか。

関連意見2) 議決権が1/3以下であってもグループとして一体運営される場合、周波数割当上どう考慮すべきか。

関連意見3) 競争環境を公平に保つためグループ全体の周波数逼迫度(1MHz当たりの加入数)を同等にすることを割当ての指標とすべきではないか。

② 周波数の有効活用を可能とするキャリアアグリゲーション等の技術は積極的に活用を推進することが望ましい。

関連意見) 事業者間をまたがるキャリアアグリゲーションを実施する場合、周波数割当てにおいて同一事業者グループとして扱うべきではないか。

③ グループ単位による競争政策については、情報通信審議会における議論の状況を十分に考慮し整合性を図る。

【論点②】主要事業者のグループ化やグループ内連携の進展を踏まえ、規制体系をグループ一体としてみることに
 についてどう考えるべきか。

【制度の現状】

- MNO間の相互接続やMVNOへの無線ネットワークの開放のルール(接続ルール)等を規律する**第二種指定電気通信設備制度**や、市場支配力を有する事業者に対する**禁止行為規制**は、対象となる事業者について、**事業者毎のシェアを基本として判断**している。

	制度の概要	基準	対象事業者
第二種指定電気通信設備制度	電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、 一定のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力・優位性 に鑑み、当該者の接続の公正性・透明性・迅速性等を担保するために、接続約款の届出等を義務付ける制度	端末シェア10%超 ※事業者毎のシェアで判断	NTTドコモ KDDI 沖縄セルラー ソフトバンクモバイル
禁止行為規制	シェアが高く市場支配力を有する事業者 に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、 不当な競争を引き起こすおそれがある行為 について、あらかじめ禁止する制度	収益シェア25%超 の場合において諸事情を勘案 ※事業者毎のシェアを基本として判断	NTTドコモ

【論点③】グループによる寡占化やグループ内連携の進展を踏まえ、**同一グループ内の卸電気通信役務等による取引の透明性の確保等の在り方**についてどう考えるべきか。

【制度の現状】

- 「電波利用の連携」が卸電気通信役務等により行われる場合は、約款の届出義務はなく、**相対契約が可能**となっている。
 ※「電波利用の連携」は、卸電気通信役務の提供による場合のほか、ローミング等による場合も存在する。
 ※禁止行為規制の適用を受ける事業者は、同一グループ内の事業者等に対する不当に優先的な取扱い等が禁止されている。

➤ 論点①、②について

電波割当てに関する合併・買収規制を導入すべき

- ◇ 電波の割当てについては、電波の希少性の観点から、グループ会社での排他的な一体運用がある場合には、その実態に基づき、**グループ会社としての規制の検討が必要**。例えば、**電波の割当て状況が変化があるような合併・買収について、認可対象とするような規制を検討すべき**。(日本ケーブルテレビ連盟)

グループを一体として判断すべき

- ◇ 指定電気通信設備制度において、グループ会社による規制の潜脱の懸念があることから、**グループ会社への規制の拡大適用や、グループ全体に対する新たな規制の導入等**が望ましい。(ケイ・オプティコム)
- ◇ 電波の割当てを受けたMNOがグループ化されており、**新たにMNOのグループ全体を一体として規制することが必要**。(ソネット)
- ◇ 周波数の共用や共同調達等、様々なグループ内の連携が加速しており、少なくとも移動体通信市場における規制は**企業グループによる一体的運営を踏まえた規制運用を行うべき**。(NTTドコモ)
- ◇ 交渉の優位性に基づく現在の**第二種指定電気通信設備制度**においても、一体として運用している**グループ企業においては、グループ全体として規制の要否が評価されるべき**。(テレコムサービス協会)

個社単位での判断が適切

- ◇ 各事業者はそれぞれの判断で個別に事業運営を行っているため、**個々の会社単位で規制の適用を判断することが適切**。(KDDI)
- ◇ 各社は個別にサービス提供・顧客獲得に努めている上、周波数申請時の議決権所有割合の制限等によりその独立性が担保されていることから、**各事業者を個別に取り扱うことが適切**。(ソフトバンク)
- ◇ グループへの過度な規制は本来グループで自由に決められるサービスの柔軟性を損ねる可能性があり、**導入には慎重な検討が必要**。(ジュピターテレコム)

グループ概念の導入は多面的な検討が必要

- ◇ 「グループ」という概念の導入を検討する際は、単に出資比率等からの定義ではなく、**多面的な検討が必要**。(UQコミュニケーションズ)
- ◇ 規制対象の単位をどう考えるべきかについては、**規制の目的によるため一概には言えない**。(日本電信電話)
- ◇ 事業者間のM&Aは企業結合ガイドラインに則して審査されており、基本的には競争上の影響が認められない。グループ単位で捉えることを検討する場合は、**実態として公正競争に与える影響を踏まえることが必要**。(イー・アクセス)

➤ 論点③について

同一グループ内の取引の透明性を確保すべき

- ◇ 自社グループの事業者とグループ外の事業者との間で指定電気通信設備(周波数)の利用に関して**取扱いを差別すれば、公正競争が阻害されることから、適切に是正すべき**。(ケイ・オプティコム)
- ◇ 同一グループ内のMNOからMVNOへの提供条件が不透明なため、**グループ内外の卸条件の透明性確保が必要**。(テレコムサービス協会)
- ◇ 審査を経て電波の割当てを受けているにもかかわらず、MNO同士の取引によって電波の配分状況が変化し、**グループ内のMNOやMVNOが有利に扱われている**。寡占化する移動体業界の活性化の観点から、**適切な制度的対応をすべき**。(日本ケーブルテレビ連盟)
- ◇ MNOグループ内とグループ外での取引について、**透明性・公平性が担保されるような追加的規制が必要**。(ソネット)

※ヒアリング及び追加質問回答から総務省作成

1 モバイル分野における検討の全体像について

2 個別論点について

(1) 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の在り方

(2) MVNOの更なる参入促進を通じた多彩なサービスの提供

(3) 適切な競争環境の実現を通じた、利用者ニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現

論 点

【現状と2020年代に向けた課題】

- モバイル市場の更なる競争促進のためには、**MVNO等の多様な事業主体の参入が重要**となるが、**MVNO** (MNOでもあるMVNOを除く)のシェアは**4.4%**(平成25年12月末)に過ぎず、2020年代に向けて、**MVNOの更なる参入促進による競争やイノベーション促進を通じた多彩なサービスの実現が必要**となる。

【論点】

① 無線ネットワークの開放ルール(第二種指定電気通信設備制度)の対象となる事業者等の在り方

- ・ 無線ネットワークの開放ルール(第二種指定電気通信設備(二種指定)制度)の対象となる設備、事業者について、どう考えるべきか。

② 無線ネットワークの開放ルール(二種指定制度)におけるアンバンドルに係る制度の在り方

- ・ MNOの無線ネットワークのアンバンドル(他の事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにすること)に係る制度の在り方について、どう考えるべきか。
- ・ 関連して、MVNOへの電気通信番号の割当ての在り方について、どう考えるべきか。

③ 接続以外の方法による無線ネットワークのMVNOへの提供の在り方

- ・ MNOのグループ内のMVNOに対する卸電気通信役務の提供の透明性やグループ外のMVNOとの公平性について、どう考えるべきか。
- ・ MVNOの様々なニーズに応じた柔軟な卸電気通信役務の提供について、どう考えるべきか。

第二種指定電気通信設備制度は、相対的に多数のシェアを占める者が有する「接続協議における強い交渉力」に着目し、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられた制度。

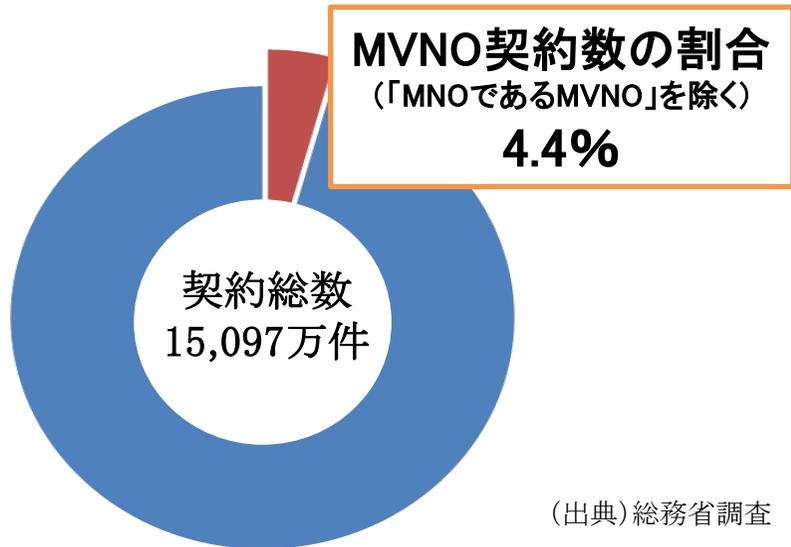
	第一種指定電気通信設備制度(固定系)	第二種指定電気通信設備制度(移動系)
指定要件	都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTT東西を指定(98年)	業務区域ごとに 10%超(当初は25%超)のシェアを占める端末設備を有すること NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)、沖縄セルラー(02年)、ソフトバンクモバイル(12年)を指定
指定対象設備	加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備	基地局回線及び移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備
接続関連規制	<p>第一種指定電気通信設備を設置する者に対する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■ 接続会計の整理義務 ■ 網機能提供計画の届出・公表義務 	<p>第二種指定電気通信設備を設置する者に対する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制 ■ 接続会計の整理義務
利用者料金関連規制	<p>指定電気通信役務 (第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約約款の届出制 ■ 電気通信事業会計の整理義務 <p>特定電気通信役務 (指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ プライスキャップ規制 	<p>更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に指定された者に対する規制</p> <p>NTTドコモ(02年)を指定</p>
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ 各事業者の公平な取扱い ■ 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 ■ 特定関係事業者との間のファイアウォール ■ 設備部門と営業部門との間の機能分離 ■ 委託先子会社への必要かつ適切な監督 <p>■ 電気通信事業会計の整理義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ 各事業者の公平な取扱い ■ 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 <p>■ 電気通信事業会計の整理義務</p>

MVNOについて

- MVNOとは、電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者(MNO)から**無線ネットワークを調達して、独自のモバイルサービスを提供する電気通信事業者。**
- モバイル契約総数に占める**MVNO**(「MNOであるMVNO」を除く)の割合は**4.4%**。モバイル市場の更なる競争促進のためには、**MVNO等の多様な事業主体の参入が重要**となる。
※「MNOであるMVNO」とは、電波の割当てを受けた携帯電話事業者自体がMVNOとなっているもの。
- MVNOは、SIM販売型の独自サービスの提供のほか、2020年代に向けて、M2MやIoTの事業主体としても、**その役割はますます高くなる**と期待される。

モバイル市場においてMVNO契約数の占める割合

- ・モバイル契約総数(携帯電話・PHS・BWA)に占めるMVNO契約数(1,375万)の割合は9%。
- ・そのうち、「MNOであるMVNO」を除いた場合、MVNO契約数(670万)の割合は4.4%。(平成25年12月末)



(出典)総務省調査

MVNOの参入事例

分類	事業者名・サービス例
M2M型 (モジュール系)	・トヨタメディアサービス(株) 専用の通信モジュールを利用した自動車向け移動通信サービス。交通情報検索、緊急時のオペレータへ通話、盗難時の位置検索、カーナビ地図の更新等が可能。
SIM販売型	・日本通信(株) 月額1,560円で最大200kbpsのデータ通信ができるサービス。追加料金1,560円で3GB/月のLTEサービスが利用可能。
端末・SIM販売型	・(株)ケイ・オプティコム スマートフォン端末込み月額3,590円で最大75Mbps(1GB/月まで)のデータ通信及び音声サービスが利用可能。<H26.6.3開始予定>

【論点①】無線ネットワークの開放ルール(二種指定制度)の対象となる設備、事業者について、どう考えるべきか。

【制度の現状】

- 二種指定制度は、設備のボトルネック性ではなく、**接続協議における強い交渉力**に着目した制度。
- 二種指定事業者の指定基準は、**携帯電話の端末シェア**とされ、BWAやPHSの端末シェアは対象となっていない。
- 事業者毎の端末シェアを基準**としており、グループとしての端末シェアや、グループ内の「電波利用の連携」は考慮していない。

《現行の指定対象事業者》

業務区域内で端末シェア10%超を有する携帯電話事業者(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクモバイル)を指定し、接続約款の届出等の義務を課している。

現在の基準値の考え方

※平成24年に基準値を25%から10%に変更した時の考え方

(1)交渉力の優劣の差の縮小

- ✓ 上位3事業者(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル)間のシェアは相当程度近接
- ✓ 上位3事業者間で交渉上の地位の優劣の差が縮小

上位3事業者を指定対象

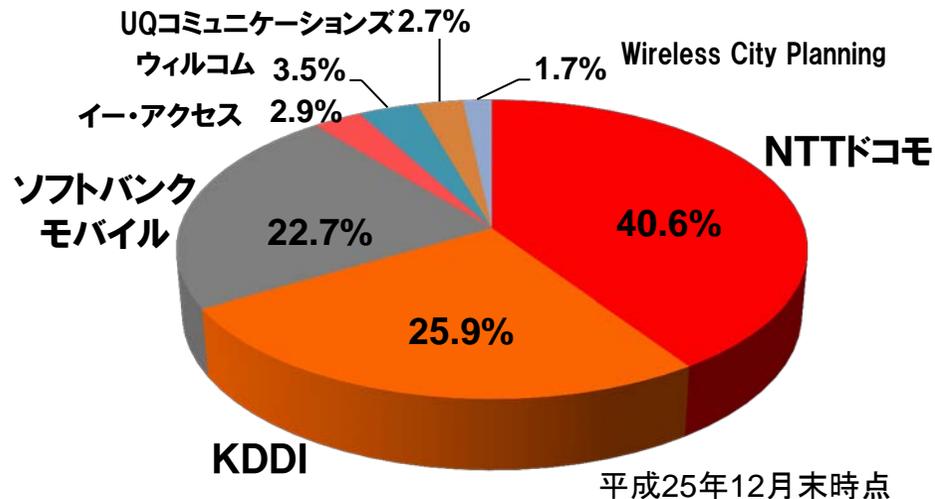
(2)MVNOの参入の進展

- ✓ モバイル市場全体の競争を促す観点から、MVNOの一層の市場参入・進展を促すことが望ましい。
- ✓ 低いシェアの事業者も、MVNOに対し交渉力を有する。

競争法の基準を参考にシェア10%を基準とする。

シェア10%を基準とする。

参考:携帯電話・PHS・BWA契約数の事業者別シェア※の推移



※ 第二種指定電気通信設備制度の対象を判断する際には、携帯電話の端末シェアを使用。なお、二種指定制度制定当時において、PHSは、NWの大部分を他の事業者に依存し、加入者数が携帯電話の10分の1以下で、モバイル市場に与える影響も小さいと判断されたことにより、二種指定設備制度における指定対象から除外されている。

二種指定設備制度の規制強化が必要

- ◇ 二種指定制度について、MNOに対してMVNOの参入を促進させることを目的とし、電波の希少性の存在を前提とした制度(すべてのMNOを対象、接続約款の認可制への移行、MNOが従うべき禁止行為の設定、将来原価方式やアンバンドル機能提供計画の公表義務化)とすべき。(テレコムサービス協会)
- ◇ すべてのMNOがMVNOにネットワークを実質的に開放することが重要。二種制度をMVNOに対する網の開放を目的とした制度に移行することが必要。(日本インターネットプロバイダー協会)
- ◇ MNO-MVNO間のイコールフットイング確保のための施策が必要。接続関連規制を撤廃すると、①参入できるMVNOが限定され、②MVNOの事業領域がMNOビジネスと競合しない範囲に限定されることが懸念(ケイ・オプティコム)
- ◇ MNO-MVNO間の各種問題を解決するためには、二種指定事業者の設備部門とサービス部門の会計分離や機能分離を図ることが必要。(日本通信)
- ◇ MVNO市場参入促進のため、事業参入環境の整備や、MNOへの電波割当時のMVNOへのNW開放の目標見直し(同一グループの場合は審査基準対象から除外)、開放状況の検証を実施すべき。(ソネット)

現行規制が適当

- ◇ 二種指定事業者が設定している接続料の透明性やMVNOの事業予見性については、現行制度の下で十分確保されているものと認識。二種指定制度を強化・改正する必要はないもの。(KDDI)
- ◇ MVNOの事業活性化が当社の事業基盤に直結するため、MVNO市場への市場支配力を有していない。新たな規制の導入は手続き等の煩雑さのみを招くもの。(UQコミュニケーションズ)
- ◇ BWAについては、携帯電話システムとは異なるデータ通信のみの技術基準や設備規則など、BWA事業の枠組みを維持し、引き続き、ローコストな運用が可能な制度にすべき。(UQコミュニケーションズ)

原則、市場原理に委ねるべき

- ◇ 自由かつ柔軟なビジネスベースの取引が行えるように環境を整えていくことが、今後M2Mが普及しMVNOの重要性が高まる中で、MVNOが提供するサービスの高度化・多様化をスピーディに実現していくためには重要。(NTTドコモ)
- ◇ 制度設計の検討の前に、自由な競争において形成されるサービスの多様化、料金の低廉化、日本経済の発展等を見据えた電気通信市場のあるべき姿について議論されるべき。二種指定事業者の指定基準が端末シェア10%超と、諸外国でも類を見ない極めて低い値。(ソフトバンク)
- ◇ 諸外国においてMNOに対してMVNOへの開放義務を課している事例はほとんどなく、ビジネスベースで実施。原則市場原理に委ねることが電気通信業界の活性化に資する。(ソフトバンク)
- ◇ 二種指定制度の強化については実施すべきでない。モバイルのNWは設備のボトルネック性がないため、同等の根拠を求めることは適正ではない。規制コストの増加や設備投資に対するインセンティブの減衰を招く可能性のある規制の実施は、ICT業界にとってマイナス。(イー・アクセス)

論点②について

【論点②】MNOの無線ネットワークのアンバンドルに係る制度の在り方について、どう考えるべきか。

関連して、MVNOへの電気通信番号の割当ての在り方についてどう考えるべきか。

【制度の現状】

- アンバンドル機能に関して、第一種指定電気通信設備(一種指定)制度(固定系)は法令で規定しているのに対し、二種指定設備制度(移動系)は、ガイドラインで定められている。
- 接続約款は、一種指定制度は認可制(事前規制)であるのに対し、二種指定制度は届出制(事後規制)となっている。
- 新たなアンバンドル機能の追加に当たっての考え方は、一種・二種指定制度はほぼ同様(具体的要望、技術的可能性、経済合理性)であるが、二種指定制度については「需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能でないこと」が前提とされている。
- HLR接続に係る機能は、「注視すべき機能」になっていない(二種指定ガイドライン)。関連して、現行制度上、090等の電気通信番号は無線局免許を有することを要件としており、MVNOは番号の割当てを受けることができない(電気通信番号規則)。
- 二種指定事業者についても、接続応諾義務が課されているが、役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがある等の場合は接続拒否ができる(電気通信事業法第32条)。

《現行の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」におけるアンバンドルに係る考え方とプロセス》

第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性にかんがみ、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図ることとされている。

他の事業者からの要望

注視すべき機能

アンバンドルすることが望ましい機能

- ✓ 技術的に可能であること
- ✓ 需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能でないこと
- ✓ 必要性、重要性の高いサービスに係る機能であること
- ✓ 二種指定事業者に過度に経済的負担を与えることのないよう留意

一定期間、事業者間協議の状況を注視

論点②：関係事業者・団体等からの意見

無線ネットワークの更なる開放促進が適当

- ◇ MNOのMVNOへの開放度合いには差があり、MNOがMVNOに対する開放を選択的に行うことを懸念。MVNOのサービス品質向上のため、円滑な情報開示スキーム構築が必要（テレコムサービス協会）
- ◇ HLR/HSSのアンバンドルの促進が必要。大手3社の中で、MVNO受け入れ環境を最も整備しているドコモも、ネットワーク開放が極めて限定的であり、卸役務提供も恣意的である可能性が高く改善すべき点が多々見受けられる。（日本通信）
- ◇ MVNO視点では、MNOによる開放の度合い、接続料金やアンバンドルについてもMNO各社間で大きな違いがある。（日本インターネットプロバイダー協会）
- ◇ レイヤ2接続機能はソフトバンク、KDDIで提供が開始されたが、ドコモの接続料に比べ2～3倍の差がある状況。透明性を担保の更なる検討が必要。（テレコムサービス協会）
- ◇ SBMのデータ接続料は、ドコモと比べて約3倍高く、商用サービスには適さない。MVNOへの開放に対する対応にはMNO間で有意な差があり、どのMNOも開放度合は相当に限定的。（日本通信）
- ◇ NTTドコモのデータ接続料（L2）に比べKDDI、ソフトバンク、2倍から3倍弱程度の差。（ソネット）
- ◇ これまでの接続料算定根拠や適正性検証結果の共有・検証を希望。（ケイ・オプティコム）

具体的な要望を踏まえた十分な協議が必要

- ◇ 個別要望につき、その対応可否判断に当たっては、技術的に可能であることやMVNOの稼働軽減が期待できるといった理由のみで容易に応じられるものではなく、個々のMVNOのチェック体制やシステム監査等の相応の措置が必要。画一的に当該措置を講じることは現実的ではないため、現行規制も見直し、ビジネスベースでの個別対応を可能とすることが適当。（NTTドコモ）
- ◇ MVNOから具体的な要望を出していただき、その内容に応じて協議することが必要。（KDDI）
- ◇ MVNOから具体的な要望をいただいた段階で、その要望に基づく詳細を検討する方針。（ソフトバンク）
- ◇ MVNOがHLR/HSSを保有しMVNO自らがMNO回線利用開始処理やUSIMの書込みを行えるようにした場合、MVNOが保有するHLR/HSSの故障が発生した場合、MNO側は異常を検知が困難であり、MNO利用者を含むNWの全利用者に影響が発生が懸念。（イー・アクセス）
- ◇ MNO回線利用開始処理のインターフェース開放については、2009年の弊社サービス開始当時より実施。SIM機能開放も、モバイルルータ中心のBWA市場では端末に挿されるSIM提供者により実現できる機能に差異はないため、MVNOに特段制約はない。（UQコミュニケーションズ）

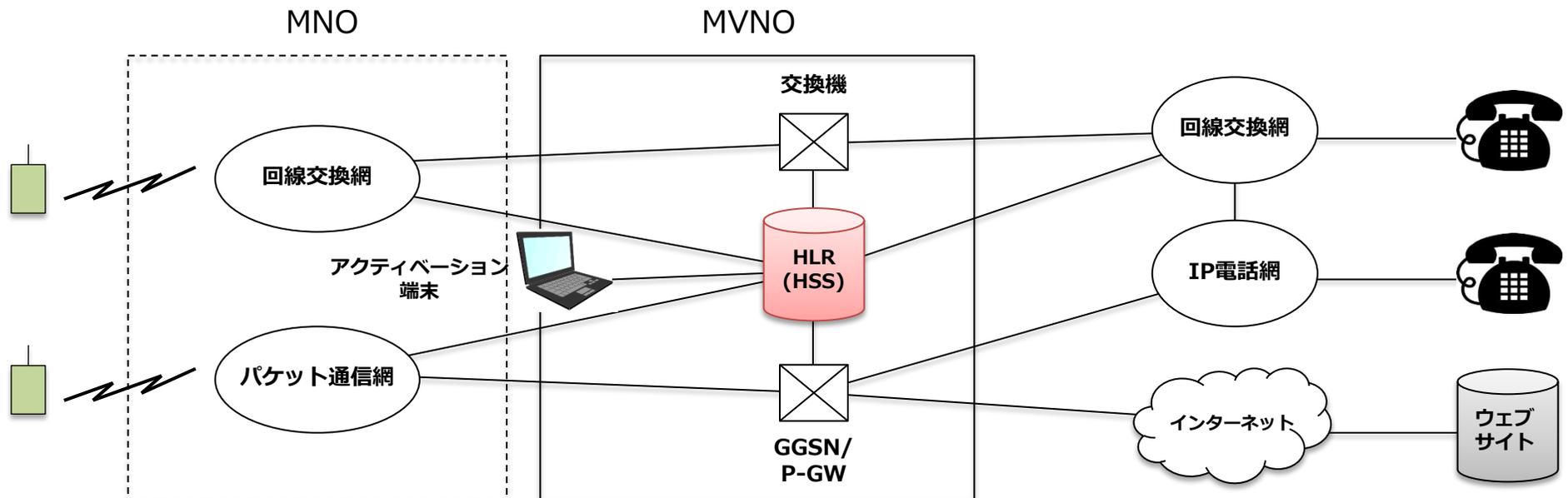
MVNOへ電気通信番号の割当すべき

- ◇ MVNOへの電気通信番号（MSISDN）の割当を可能とする制度の検討が必要。（テレコムサービス協会）
- ◇ 電気通信番号（MSISDN）のMVNOへの割り当てが必要。（日本通信）

電気通信番号の管理等の検討が必要

- ◇ 電気通信番号規則上、MVNOがMSISDNを管理し、MNOが当該MSISDNを管理しないのであれば、MVNOに対し、同等の管理義務が課される。（NTTドコモ）
- ◇ MVNOへMSISDN（携帯電話番号）を割り当てる場合、諸課題への対処には、MNOの投資インセンティブに配慮した上、双方が協力して解決していくことが必要。（KDDI）
- ◇ 現行の番号制度を見直す場合には、MSISDNのみならず、0AB～J番号付与等固定電話も含め番号制度に関する総合的な検討を充分に実施することが必要。（ソフトバンク）
- ◇ MVNO自らが他MNOとMNPのオーダ管理を行う必要があることから、MVNO自らがMSISDNを管理する事は費用対効果の面でもメリットが少ない。（イー・アクセス）

- ◆ HLR (Home Location Register)とは、携帯電話ネットワークを利用するために必要な携帯電話番号や端末識別番号、端末の所在地といった情報を管理するデータベース。
- ◆ MVNOの設置したHLRをMNOのネットワークに接続することによって、MVNOは次のサービス提供が可能になる。
 - ① MVNO自らが独自SIMを発行、
 - ② 接続による音声サービスの実現
(ただし、加入者識別番号 (IMSI) や070, 080, 090番号 (MSISDN) が必要)。



MSISDN : Mobile Subscriber Integrated Services Digital Network Number
IMSI : International Mobile Subscriber Identity
HSS: Home Subscriber Server (LTE接続時に利用。HLRと同様の役割)

携帯電話で用いる電気通信番号

- ① 携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための番号 090、080、070番号 MSISDN
(電気通信番号規則第9条第1項第3号)
→利用者によるダイヤル、事業者による呼のルーティングのために使用
- ② 端末設備を識別するための番号 IMSI(イムジー International Mobile Subscription Identity)
(電気通信番号規則第8条)
→事業者によるITU-T勧告E.212に基づく端末設備の認証、端末設備が所属する基地局の把握のために使用

携帯電話で用いる番号の指定要件

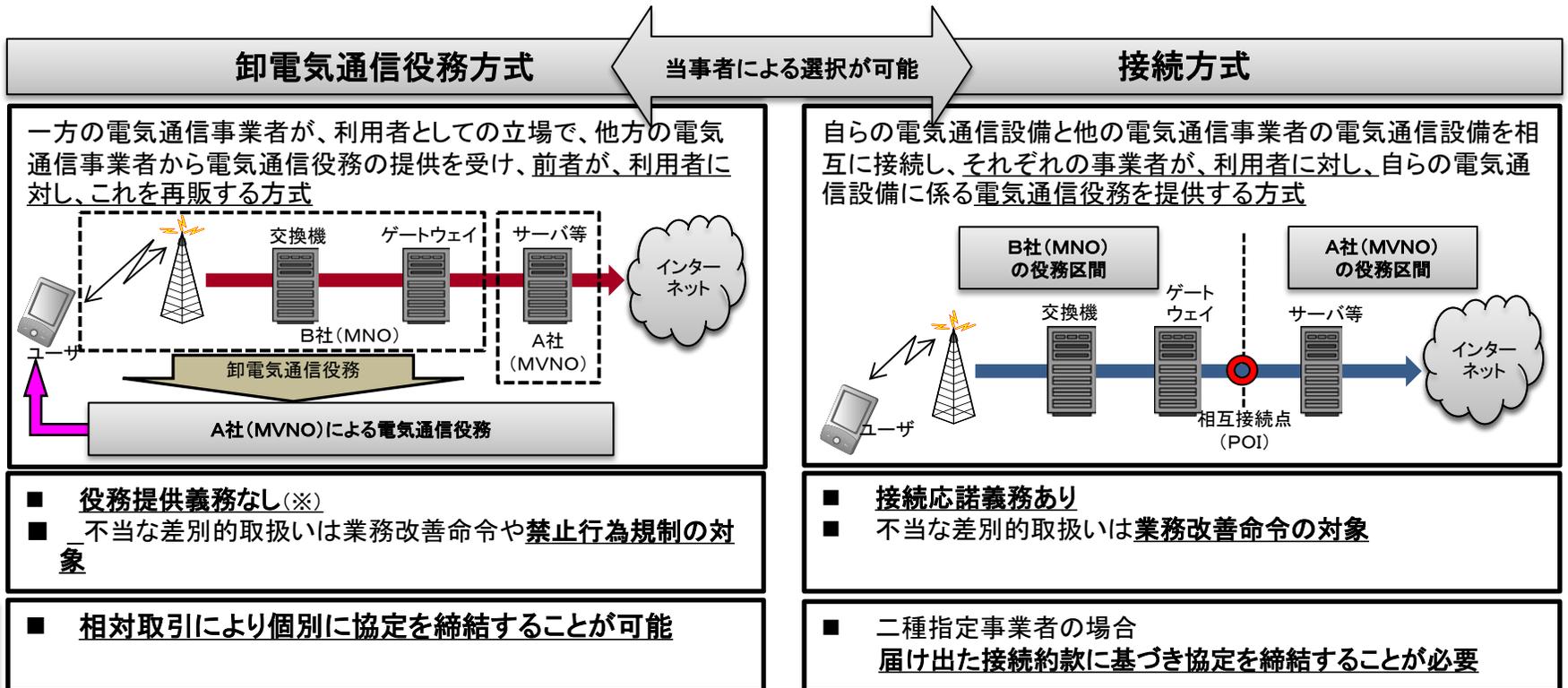
	090、080、070番号 (MSISDN)	IMSI
現行の指定要件 (電気通信番号規則)	<ul style="list-style-type: none">• 無線局免許を有する電気通信事業者であること• 第一種指定電気通信設備と直接又は間接的に相互接続していること• 緊急通報の利用が可能であること	<ul style="list-style-type: none">• 端末系伝送路設備を識別するための設備を設置すること
MVNOに対する番号 指定の可否について	MVNOは指定を受けることができない (MNOのみ)	MVNOも指定を受けることが可能

論点③について

【論点③】MNOのグループ内のMVNOに対する**卸電気通信役務の提供の透明性**やグループ外MVNOとの**公平性**について、どう考えるべきか。MVNOの様々なニーズに応じた**柔軟な卸電気通信役務の提供**について、どう考えるべきか。

【制度の現状】

- 無線ネットワークの提供を受ける形態としては、**電気通信事業法上は卸電気通信役務と接続の双方の形態が可能**。
- 卸電気通信役務の形態の場合、MNOとMVNO間で個別に設定した料金等により、**柔軟にネットワークの提供**を受けることが可能。他方、MVNOが**不利な条件で契約の締結を強いられるおそれ**が存在。
- 接続の形態の場合、**MNOに接続応諾義務**があり、MNOがあらかじめ届け出た接続約款に基づきMVNOは接続協定を締結が可能。他方、**接続約款に規定する接続料金・条件等以外では接続協定を締結できない**。



※ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない(電気通信事業法第121条)

論点③：関係事業者・団体等からの意見

卸電気通信役務の適正な活用と透明性向上が重要

- ◇ MVNOによる移動通信市場の競争活性化と拡大のため、MVNOが卸電気通信役務を利用しやすくなる仕組み作りや、グループ内外の卸条件の透明性確保が必要。(テレコムサービス協会)
- ◇ MNOに対する接続義務は維持すべきだが、規制のために卸電気通信役務でも画一的な条件しか提示されず、MVNOごとの独自性を出すのが困難であるため、サービスごとや事業者ごとに契約が可能となる制度も検討すべき。(ソネット)
- ◇ MNOと資本的に独立したMVNOが、MNOと同一グループに属するMVNOや「MNOでもあるMVNO」と比べて同等の条件でネットワークの提供が受けられているのかどうかについて、透明化が図られることを希望。(日本ケーブルテレビ連盟)

禁止行為規制を緩和すべき

- ◇ グローバルな競争の下、産業競争力強化と利用者利便向上のためには、様々なプレイヤーとのコラボレーションによって新たなサービスが創造され、市場が活性化するための政策転換が必要。①様々なパートナーとの自由なコラボレーションの妨げである「禁止行為規制」は撤廃し、②ビジネスベースの取引を妨げるMVNOに対する「接続義務」は廃止すべき。これらの規制については、電気通信事業法29条により対処可能。(NTTドコモ)

現行規制を維持すべき

- ◇ ドコモがMVNO市場を支配し、多様な事業者による競争環境を阻害がないよう、事前の禁止行為規制を維持・徹底することがMVNO促進に不可欠。(KDDI)
- ◇ NTTグループに対する禁止行為規制の撤廃により、我が国のICT産業がNTTグループに独占される状況になる。(UQコミュニケーションズ)
- ◇ 禁止行為規制が解除された場合、ドコモは他分野の市場支配的な電気通信事業者と連携が可能。連携事業者の支配力を梃子に、モバイル市場の公正競争が阻害されるおそれが高い。(ソフトバンク)
- ◇ 禁止行為規制が解除の場合、巨大な市場支配力が行使により、NTTグループ独占回帰に繋がり、サービス供給側の多様性が損なわれることを懸念。(イー・アクセス)
- ◇ 禁止行為規制を解除した場合、不当取引の発生を懸念。モバイル市場におけるドコモの支配力が強い中、対象外とすることは考えにくい選択肢。(日本通信)
- ◇ 禁止行為規制を解除した場合、NTTグループ内の提供条件とグループ外の事業者への提供条件が公平にはならないことを懸念。(ソネット)
- ◇ 禁止行為規制が解除の場合、特定のMVNO、ISP、端末メーカー等に対し、排他的に有利な条件で契約が可能。(日本インターネットプロバイダー協会)

全MNOに規制を適用すべき

- ◇ 禁止行為規制は、「MVNOに係る取扱いの公平性を担保する禁止行為規制」であるべき。全MNOを対象とすべき。
新たな規制を設けずに既存のNTTドコモへの禁止行為規制を解除した場合、自らのビジネスとバッティングしないMVNOを優遇し、そうでないMVNOを阻害する動きを懸念。結果として移動体通信市場への競争の導入が不可能となる可能性。(テレコムサービス協会)

1 モバイル分野における検討の全体像について

2 個別論点について

(1) 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の在り方

(2) MVNOの更なる参入促進を通じた多彩なサービスの提供

(3) 適切な競争環境の実現を通じた、利用者ニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現

論 点

【現状と2020年代に向けた課題】

- 現在の競争は、新規の利用者を取り合い困り込むだけの競争ばかりが激しく、また、主要な通信料金は各社一律となっているなど、2020年代に向けて、公正競争の一層の徹底や利用者視点を通じた、**利用者のニーズに適した多様なサービスや料金体系の実現が必要**となる。

【論点】

① 過剰なキャッシュバック等による競争状況への対応

- ・ 過剰なキャッシュバック等の販売奨励金慣行の是非や、その抑制の在り方についてどう考えるべきか。

② 端末とサービスの切り分け等による適切な競争環境の在り方

- ・ 利用者の多様な選択を可能にし、事業者による困り込みを防止するための**SIMロック解除の推進等の在り方**についてどう考えるべきか。

③ 利用者のニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現に向けた環境整備の在り方

- ・ 利用者のニーズに応じた、分かりやすく多様なサービスや料金プランを実現し、利用者の選択肢を多くするための**環境整備の在り方**についてどう考えるべきか。

本論点は、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWGアド
ホック会合(5月20日、5月26日)」においても、具体的な検討を実施 ⇒ 資料7-4